19世紀後半プロイセンにおける民衆学校授業料の存廃問題 (2)

(教育学) | 本久雄

School Fee Problems in Prussian Elementary School in the Second Half of 19th Century (2)

Hisao YAMAMOTO

(平成22年6月5日受理)

はじめに

プロイセンにおいては、公立国民学校の授業料の廃止は、1850年憲法に規定され、その後、紆余曲折を経て、80年代後半の法制化により、一部例外を残しつつ漸く国家レベルにおいて実現した。この間、授業料の存否、額、徴収方法等は各県庁の所管事項のままであり続け、その実態は区々であった*1。

この授業料の存廃問題は案外大きな広がりを内包している。 すなわち,

- 1) 一般に,誰が,なぜ,どのように教育の経費を負担するかという問題は,その経費で行われる教育の目的,内容,管理権限のあり方と密接に関わり,経費の負担方式という視点は教育の全体構造を捉え直す際の有力な視点となる。プロイセンで,授業料の存廃問題が長く活発に論議されたのは,それが単なる経済財政上の問題に止まらず,教育における公益と私益との関係,教育における親の権利義務と公権力との関係,学校の管理機関の組織構成,といった公教育体制の基本問題・基本構造と密接に関わっていたからである。
- 2) 他方, この問題は, 公教育を担う教職の安定・独立・ 公職化を含め, 教育条件の整備過程でも大きなインパ クトとなった。プロイセンでは, それまで, 授業料が 教員の収入にあてられ, 教員の生計がその実際の徴収 額に直接左右され, また教員は徴収業務に携わったほ か, 教員の多くは生計の資を得るため副業や教会的職 務も余儀なくされていたが, 授業料の廃止, 給料の全 面公費化は生活基盤の安定(一定額の継続的収入の確

保),教職の独立(徴収業務からの解放,副業の不要化,教会的職務からの解放),公職化(職務の遂行に対する報酬に公的経費が投入されることにより,その職が公的な目的を担い,公的な性質をもつとの認識の広がり),そして,それらに基づく社会的威信の獲得といった問題に直結していた。また,統計資料によると授業料廃止後に全体として教員一人当たり生徒数は減少基調となるが,これは,授業料廃止が国民学校への公費投入に重要な意味あいをもっていたからであろう。

従って、現代の義務教育体制の成立過程を多面的・複 眼的に把握するためには、公立義務教育学校の授業料存 廃問題の論議の中で出される、多方面からの多様な主張・ 意見を丁寧に読み解き、また、授業料廃止前後の教育条 件の変化や教育普及の状況を正確に把握し、それらを総 合する作業が不可欠となる。

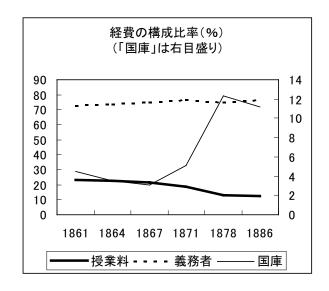
筆者は、以上のような問題意識に基づき、前稿で授業料存廃問題が孕む問題の広がりを素描するため、1861年の文部省官報に載せられた「一県からの意見表明の報告」及び国家統計局年報(1886年)に載せられた授業料に関する特集記事に注目してみた。前者は基本的に「(授業料廃止を定めた)憲法第25条の最終条文の廃止こそが緊急に必要」との立場からの「意見表明」であり、「我々をして授業料の強制的廃止という措置に反対の念を抱かせる、道徳的、法的、技術的、財政的理由が存在する。」としていた。後者は、授業料廃止の気運が明確となった状況で、やや俯瞰的に問題の広がりを整理し、それを考える視点として「公的財政及び私的生計に

対する授業料の財政上の、或いは税政策上の意味」、「授業料の徴収形態」、「授業料の教育学上の(pädagogisch)意味」、「心理学的契機」、「国法上及び政治上の考慮」、「人口政策的考慮」、「実際的な経験」を挙げている。これらは、いずれも公的国民学校における授業料の存廃問題が多くの論点を持ち、大きな広がりを内包していることを示している。

ところで、授業料の存廃問題の現実の帰趨においては、政府の意向が大きく影響した。政府は、憲法公布直後の文相Ladenbergの法案を除き、教育法案の起草、行政命令等で授業料廃止に関して否定的な態度をとるが、80年代にはいると一転してそれを推進する立場を表明するに至る。公的国民学校での授業料徴収の原則的廃止を定めた「国民学校の負担の軽減に関する法律」(Gesetz betreffend die Erleichterung der Volksschullasten. 1888年、以下、「軽減法」)は、そうした流れの延長線上に位置づく。

むろん、その背景には、国民学校のための経費の中で 授業料収入の割合が次第に低下しつつあったという事 実、それとほぼ軌を一にして国庫からの支出が増加して いったという事実がある。政府の統計により60年代か ら80年代なかばまでの概況をみると、法により公的国 民学校の設置維持の義務を負う者(行政ゲマインデ,グー ツヘル, 特別な権原により義務を負う第三者) の負担 割合が漸増しつつもおよそ70%台を維持しているのに 対し、70年代から国庫支出金が増加し(4%前後から 10%以上に)、それと対照的に授業料の割合が半減して いる (およそ23%から12%台に) *2。そして、授業料徴 収の原則的廃止を定めた「軽減法」は、「公法により国 民学校の維持に義務を負う者の負担を軽減するために, 国庫からその学校の男女教員の給料に毎年の負担金が給 付される。」(第1条)とし、教員のカテゴリーごとに国 庫支出額を明示している。これらの事実は、授業料存廃 問題が、現実にはそれを代替する原資の確保という極め てリアルな要因に規定されていたことを推測させる。

本稿は、この政府の意向の変遷を追う第一報として、 政府作成の教育法案及びその提案理由によりながら授業 料存廃問題への否定的取り組み及びその理由を明らかに する。そのことによって、歴史的現実のなかで、授業料 が廃止されるために、どのような前提条件が必要かが明 らかになるであろう。



1. Ladenberg法案

同法案は50年9月に作成され、事前に州官庁を初めとする関係各方面の閲覧に供されていたが、授業料に関してはその廃止措置の実行可能性及び目的適合性に対する懸念が表明されていた*3。直後の首相の逝去、内閣の更迭によりそのまま埋没してしまったものである。ただ、この時期の政府の意向が奈辺にあったかを把握する上で先ずは押さえておくべきものである。また、同法案は、授業料廃止の実行において、代替財源の確保という問題の他にどのような条件が必要かを示唆している。

第1条 すべてのゲマインデに対して、他の方法では必要な教育(Unterrichtbedürfniß)を受けることができないすべての就学義務ある児童のために、公的国民学校の設立が義務づけられる。

第2条 国民学校においては,教授,訓練(Uebung), 規律,秩序によって,国家及び教会における生活,職 業生活に必要な教育の基礎が行われる。

第3条 そこでは、宗教における教義の教育 (Unterweisung)、学校が属する宗派の教会生活の理解及び練習、母国語の読本、正しい口語及び文書での使用への導入、母国語がドイツ語ではない場合はドイツ語の理解及び使用への導入、祖国の歴史、地理、自然、市民生活における計算法及び唱歌の練習、その他、農村の男子生徒には園芸、都市の生徒には秩序づけられた体育、女子に対しては裁縫及び編み物の導入が行

われる。

第4条 これらの諸規定に基づき、文部大臣は、教会 機関の事前の意見聴取を経て、一学級一教員の国民学 校のための基礎的教育課程(Grundlehrplan)を作成 する。

第7条 国民学校の基礎的教育課程内の授業に対しては、いかなる授業料も徴収されない*4。

この法案は、授業料に関して、以上の「基礎的教育課程」の授業についてのみ不徴収としている訳であるが、ここには「国民学校」がその編制において多様であったという現実を前にして、授業料の不徴収を実施するには先ずその対象の授業の範囲・階梯を統一化し、限定しておくことが前提となることが示されている。この点に関しては、後に「授業料廃止の技術的困難」の問題として触れる。

2. 1852年3月6日の、プロイセン州を除く全県及びベルリンの州学務局にあてた、初等学校教員の収入の規制に関する文相の訓令

次に、前稿で挙げた、教員待遇の改善のため授業料の保持を指示したRaumer文相の訓令を想起しておく必要がある。この訓令は、教員の収入の増額のために各県に具体的規制を求め、その当面の方策として授業料の保持を、憲法制定後、初めて公然と容認したものである。

「教員の収入の改善が必要であるなら、先ず、授業料の増額に着手することが必要である。何故なら、多くの地で授業料額は貨幣価値が高い時代に決定されており、現在は、例えば1763年8月12日の全国農村学事通則をもとにした授業料額の決定など、制度及び前提が適合的ではなくなっているからである。現在の状況からすれば、授業料は教員給料の自然な原資(Emolumente)の一つであり、決定的な地域事情が障害とならない限りその慎重な保持(sorgfältigste Konservirung)が教員の利益となる。その際、資力の乏しい家父は、その子どもの授業料額を引き下げることを通して必要な考慮を受けることができる。それはすでに多くの地方で行われ、よき成果をあげている。」*5

むろん、この背景には、生徒・保護者から徴収される 授業料が、直接的な教員の収入となっていたという事情 がある。ここには、授業料徴収の廃止は本来必要なこと としながら、教員の待遇改善という現実的な目的のため に、当面、その「慎重な保持」を容認・推奨するというニュ アンスが見られる*6。この訓令は、教員の生計が生徒(保 護者)が支払う授業料や、学校周辺の住民が提供する住 宅、菜園、牧草地、燃料、現金などに直接依存している 中では、授業料は直ちに廃止することは困難であり、収 入が公費によって安定的にまかなわれる体制が実現され て初めてその廃止が可能となることを示している。

3. 文相Bethmann-Hollwegの教育法案(1862 年3月)

この法案は、一応、閣議の了承を得ていたが、直後の 議会解散により、議会提出はかなわなかった。ただ、以 下の授業料に関する条文及びその提案理由に当時の政府 の意向があらわれている。

第47条 公的国民学校及び市民学校においては、学校理事会(Schulvorstand)の提案及び県庁の許可により授業料が徴収されうる。その支払いが義務づけられるのは、子を学校に就学させている者のみである。授業料の額及びその免除又は軽減の条件は、県庁の認可を得なければならない。授業料の総額は、教員に与えられる給料の総額の半分を超えてはならない。授業料は学校金庫に納入される。当該学校に任用されている教員は、授業料の徴収は行わない*7。

この条文が規定していることは、公的国民学校での授業料に関し、徴収の有無、徴収額、その免除及び軽減の条件は、個々の学校ごとに設置される学校理事会が、県庁の許可を得て決定すること、その際、その総額は教員給与の総額の半分を超えないようにし、授業料負担者の過重負担を避けること、授業料は学校金庫にいったん納入され、そこから教員に定期的に一定額が給付されること、教員は授業料の徴収業務を行わないこと、である。なお、この条文にある「学校理事会」については、同法案第63条は「公的国民学校及び市民学校のために学校理事会が置かれ、すべての法的諸関係において学校を代

表し、国家、教会、ゲマインデのために、とりわけゲマ インデに属する、学校の外的事項の管理権を行使する。 学校理事会は、苦情の処理については県庁の授権を必要 とする。」とし、同第64条はその常任委員として「1. 学校が属する宗派の地域牧師(司祭), 学校が宗派混合 であるときは福音派の地域牧師及びカトリックの地域司 祭。2. Bürgermeister又はAmtsmann及びゲマインデ 長、或いは独立のグーツベツィルクの長。学校が複数の ゲマインデ、グーツベツィルク又はその部分にわたって いるときは、各ゲマインデ及びグーツベツィルクの長が 学校理事会の参加する。3. 学校の首席教員又は教員 若干名。しかし、彼らは、彼らの人事上の事柄について は投票権を持たず、協議には参加しない。」としている。 その他,「学区内の2ないし4名の家父が, ゲマインデ, グーツベツィルクの独立の住人の選挙により選出され, 6年の任期で学校理事会に加わる。この、選挙による学 校理事会会員の選出は郡長のもとに服する。学校理事会 の長は県庁が任命する。」とされている(第65条)。

いずれにせよ、この第47条の提案理由は3つ挙げられている。先ずは、現実の財政事情からの、授業料廃止の困難さである。

王国の圧倒的多数の公的国民学校で授業料は、現に 徴収されている。各県庁の報告によれば、この方法 で学校のために得られる資金は、例えば、Frankfurt 県(ブランデンブルク州)、Trier県(ライン州)、 Koblenz県(ライン州)の各県では、1年の総額が それぞれおよそ20万ターラー、12万4千ターラー、 5万5千ターラーとなっている。その収入が欠落する と、地方の租税(Kommunalsteuer)で代替せねば ならず、その結果、その額はかなり上昇することとな る。住民は授業料の支払いに慣れており、彼らはそれ を道徳的財政的理由から正当で目的にかなうものと見 なしている。授業料による個人の加重負担は、以前は、 何ら実証されることはなかった。その可能性は、本法 案の規定により予防される**。

即ち、授業料を廃止すると、その分が住民の租税によって賄われねばならなくなり、住民の負担が重くなる。現実に授業料は正当化されている。また、授業料は過重負

担になってはおらず、その支払いが特に困難な場合には個々に負担軽減の措置が可能である、とする理由である。この理由は、授業料存廃問題にはいつもつきまとう、本質的なものである。授業料という私的負担を廃止するためには、それに代わる財源が公財政のなかで用意される必要がある。そのためには、財源の確保のほか、当該教育における私益と公益の関係をどう見るか、教育における私益と公益の関係をどう見るか、教育における自由と義務をどう関係づけるかが、整理されていなければならない。前述したように、1888年の「軽減法」は、授業料徴収を廃止すると同時に、新たな国庫補助を規定しているが、いずれにせよ、この理由づけは、代替財源の確保が授業料廃止の前提であることを示している。

次は、上記理由を前提として、やや強引とも思える法解釈による理由づけである。即ち、法解釈上、授業料それ自体は違法ではなく、当該の憲法条文は教員の職務を妨げる授業料徴収業務を廃止すること、一定額の給料を安定的に教員に支給することを主たる目的とするものである。授業料が学校の維持を義務づけられているゲマインデ管理下の金庫にひとたび収められ、そこから給料が支給されることでそれがかなう。授業はゲマインデの財政を補強するうえで、必要である、とする理由づけである。これも結局のところ、学校の設置維持のための公的財源の確保及びその管理体制の確立が授業料の廃止、その徴収業務からの解放にとって前提条件であることを示している。

憲法第25条第一文及び第二文によると、公的国民学校は、特別な権原に基づく義務者、市民的ゲマインデ及び補充的に国家によって維持される。無償の授業に関する規定の意味を厳密に問うと、同条第三文から、教員が無償で授業をせねばならないとは言えないし、また、第一文から、個々の住民が、ゲマインデの経費を負担している限りにおいて学校の維持のための負担から解放されうるとも言えない*9。当該規定が目的とするところは、明らかに、いわゆるKopfschulgeld(教員が、生徒一人ひとりから徴収する授業料。筆者)は徴収されず、ゲマインデ、国家が学校のための維持経費を支払うということである。

このことで意図されていることは, 教員の生計を, どのような学校の事情であれ, 授業料の(徴収)額の 変化から独立させるということであり、その意図はすでに、ゲマインデ及び国家が負担することでその生計を確かなものにしようとする、他の条文によって達成されている。更に、授業料が支払われると、それは学校金庫又はゲマインデ金庫に納入され、ゲマインデの学校維持のための負担を軽減させる。憲法典の規定が、誰もが貧困のために、必要な初等教育から排除されてはならないという人道上の目的をもっていたとしても、その目的は、支払い不能者が支払いから解放されることによって達成される。

次は、授業料廃止の技術的困難さである。一般的に、私的負担を廃止し、公的負担で必要経費をまかなう時には、その対象範囲を明確にし、混乱の発生を未然に防止しておく必要がある。授業料を徴収せず、国家又はゲマインデの経費で授業を無償で提供する場合にも、あらかじめ法でその対象となる授業の範囲ないし階梯を明確に決めておかねばならず、さらにその前提として、統一的な学校編制が実現していなければならない。それなしでは、授業料不徴収は人々に不公平感を生じさせ、混乱を生む、との理由である。

無償の授業、即ち、ゲマインデ又は国家から授業を無償で授けることは、法律により、公的国民学校が与えねばならない教育の一定の限界においてのみ要求される。この限界は国民教育の最も完全な利益において、厳密な定義づけを拒む。ここでは必然的に地方的な、かつローカルな事情が考慮されねばならない。また、個々のゲマインデは錯綜した学校システムを持ち、それは最下層の初等段階から始まり、ギムナジウムのTertia(第三学年)又はSekundaへの入学へと連なる。そのような学校システムにおいては、公的国民学校の境界を設定することは困難であり、ゲマインデ及び国家に、その経費で住民の個々のクラスのために高度な授業を授けることを義務づけるのは不可能である。

なお、これは、「1850年1月31日の憲法典第25条による授業料の廃止」なる表題で文部省官報に載せられた「一県からの報告」が言う「授業料の廃止について生じる技術的な懸念」と通底するものである。「一県からの報告」

は次のように述べている。

わが管区内の多くの大都市においては、多様な段階 (Abstufung) の初等学校が存在している。それは都 市住民の多様な階層の、初歩から高次までの多様な教 育需要(Bildungsbedürfnisse)及び家庭教育の立脚 点の高低に応じている。それぞれの学校の装備及び教 育程度に応じて授業料額が相違し、その多寡がどの学 校に入学するかを決定している。そこでは、授業料の みが入学の相違の基準となる。それ故、親に対しては 子どもの学校の自由な選択は、家庭の(経済)事情に よる制限以外の制限は付されていない。困窮した親が 子どもに富んだ親の子どもと同じ教育を授けようと欲 したら、その親は特別な努力をせねばならず、そのこ とは親及び子どもに害になることは殆ど無く、むしろ しばしば幸福となっている。持てる者の持たざる者に 対する優位は、有能で良き心情の子どもに対して、下 級段階の学校から高級段階の学校に移行することが授 業料の免除又は軽減によって容易となることで調整さ れる。よくあることであるが、良き教育、良き道徳は より多くの教育、教育の必要をもたらし、より多くの 幸福をもたらす。

市民的共同体の全ての諸関係において、同様の相違 が存在する。学校の領域においても、完全な平等は実 在しない。

授業料の廃止はこの領域でも大地を平準化する (nivelliert den Boden)。 それは初等学校の相違を否定し、全ての国民階層及び全ての教養階層 (Bildungskreis) に対して初等学校への入学を可能とし、その内部組織に破壊的に作用する。授業料が廃止されたなら、全ての学校が全ての人に開かれることとなり、そのことで一つの初等学校のみが存在することとなる。それへの入学は何が規制するのか。就学する学校の選択は親の恣意に任せるのか。多様な生徒、貴賤の混合した生徒の殺到をどのように防止するのか。通学区域を区分すべきか。学校の代表者に、又は、学校理事会に、一定のカテゴリーに従って入学生を分け、入学する学校を指定する権限を与えるべきか。学校生活Schullebenをどの程度の制限に限定するか。親の自由に対してどのような制限が加えられるべきか。多

くの、多様に組織立てられた初等学校を持つ都市で、 一律に授業料を廃止することは、組織を破壊すること (desorganisieren) 以外の何ものでもない*10。

いずれにせよ、授業料徴収を存続する第3の理由は、 学校システム、学校編成の現状のなかで授業料を不徴収 とすることの技術的困難さである。

4. 「1850年 1 月31日の憲法典第25条の最後の条文を廃止する法律案」(Entwurf eines Gesetzes betreffend die Aufhebung der letzten Bestimmung des Artikel 25 der Verfassungs-Urkunde vom 31. Januar 1850)

本法案は、「公的国民学校の設立維持に関する法律案」(Entwurf eines Gesetzs, betreffend die Einrichtung und Unterhaltung der öffentlichen Volksschulen)とともに、1868年11月11日に政府から、先ず下院に提出されたものである。「廃止法案」の唯一の条文は、「1850年1月31日の憲法典第25条中の、公的国民学校においては授業は無償で行われる、の条文は廃止される。」というものであった。それは、「公的国民学校の設立維持に関する法律案」が設置維持に関する詳細を規定する中で、以下のように、授業料徴収を容認する規定を掲げているが、その前提となるものである。

第V条 公的国民学校の維持経費のための分担金 (Beitrag) として、そこに就学する生徒から授業料を 徴収することができる。授業料はゲマインデの金庫又は学校金庫に納入される。その額及びそれが減額又は 免除される際の条件は、事前の学校維持義務者の意見 聴取を経て、県庁によって決定される。その学校に任用されている教員はその生徒からから授業料を徴収しない*11。

「廃止法案」は、むろん、成立には至らなかったが、この法案には「提案理由」が付せられ、それが文部省官報 (Centralblatt für die gesammte Unterrichts-Verwaltung in Preußen) 1868年版11月号に載せられている。これは、要するに、前掲のWethmamm-Hollwegの法案が当該憲法条文の「解釈」によって授業料徴収を

正当化しようとしたのに対して、憲法条文の意味を授業料不徴収と認めたうえでその廃止を意図するものである。その理由として先ず挙げることは、公的国民学校の有用性、恩恵をすべての人が享受するうえで、授業料の廃止は必ずしも適切でないということである。「提案理由」は、地方からそのような報告があったというだけで、その詳細は示していない。

1850年1月31日の憲法典第25条中の「公的国民学 校においては授業は無償で行われる」の条文は、その 文言からすれば、多様な解釈を許容する。しかし、そ の疑う余地のない意図及び公的国民学校に関する他の 条文との関連によれば、それは、唯一、公的国民学 校に就学している児童は授業料を徴収されることはな い、という意味で理解されねばならない。そのような 条文を国家の基本法に採用するに当たって理由となっ たのは、先ず、国民学校での授業の無償が、同じく憲 法第21条により新たに機能することになった一般的 な就学義務と関連しているとの理論的考察であり、次 に、すべての人をすべての特別な公的負担 (Abgabe, 即ち、授業料。筆者)から解放し、公的国民学校の一 般的な有用性と活動を可能な限り確かなものにし、す べての人に対して等しく効果的な方法でその授業の恩 恵を提供したいとの実際的な願望である。

唯一,かの最初の理由のみが,授業の絶対的な無償の必要性を明らかにする。実際上,一般的な就学義務を果たすことが完全に確かなものとなるのは,誰でも自分が支払い可能な額よりも高い額の授業料の支払いを課せられることがなく,また,どの子も授業料の不払いにより就学の義務と権利から除外されてはならないからである。

第二の理由は、経験から不適切であることが明白である。最近、豊かな都市の参事会及び市長が議会に提出した誓願の中で、授業料の廃止はその意図とは逆の結果をもたらすと述べている。同様のことは、試行的にこの憲法条文を実施したところ、国民学校の有用性に異常(unregelmäßig)が生じ、その活動が低下したとして、再度、適度な授業料の徴収に立ち返ったところでも表明された。

このことから、公的国民学校における授業料の徴収

の更なる許容に反対することは余り大きな意味を持た ない*12。

次は、授業料の徴収は、一般的に深く受け入れられている、国民の道徳的意識によって正当化されている、とする理由づけである。授業料の支払いを、この道徳的意識によって正当化しようとする見解については前項で触れた。この、授業料負担を子育ての義務・道徳から演繹して正当化することはいつも見られる。授業料徴収問題は、親の子育ての義務に「公」がいかなるスタンスをもって臨むべきかの試金石である。これらの理論的整理が行われ、それが立法、行政、司法に共有されていないと、この問題は顕在的であると否とに関わらず、いつもつきまとうことになる。

ドイツにおいては、授業料の徴収は、決して恣意的で、外国の事情を借りた、住民にとってはどうでもよい (gleichgültig)、または住民に敵対する命令に基づくのではない。どこにおいても、自ら成長した、学校制度自体の発展に由来する、国民の権利義務の意識に担われている制度に基づいている。それ故、そこには、一世紀を通じて一般的にそれを保持しようとする力が内包されており、後になって、個々の地域でその除去を志向する努力が行われたが、立法及び行政が人道主義的な意図で授業料は必要なことと考え、ねばり強く、成功裏に抵抗したため、今日でも授業料の支払いは通常のこととなっており、不払いは例外となっている。

同様の法現象は、他の公的制度についても見られる。 ある制度を利用している人、或いは利用せねばならない人が、その制度の維持経費の負担金として特別の料金を支払うことは、伝統的なことであり、すべての人によって適切なものとみなされている。郵便料金、裁判費用、聖式謝礼、通行税、請願印紙、訴訟印紙などがそれである。

授業料の支払いは、明確な、そして深い根拠を、国 民の道徳意識の中に生きている真理の中にもってい る。即ち、第一に子の心身の完成のために配慮するの は親の義務であり、ゲマインデ、国家というより広い 範囲がそれに介入するのは、最初の範囲である家族が それを果たすには困窮しているとき、また、その限り においてである、という真理に根拠をもつのである。 この大きな、道徳的真理の実践は、また、個々人及び 全体の力を高め、鍛え、そして、授業料以外の、公的 国民学校の維持に必要な給付のための支払いへの偉大 な意思をつくり出す*13。

現実の財政事情も、授業料徴収を正当化する理由として挙げられている。授業料によって必要経費の一部をまかなうことは、公的経費の負担感を少なくするうえで適している、としている。

問題の全体の実際的意味は以下から明らかになる。 即ち、王国全体の公的国民学校に流入する授業料は、 目下、年額およそ300万マルクであり、それはこの学 校のための通常の経費の4分の1以上となっている。 この収入が一般的強制的な命令によって除去されるな ら、それは直ちに維持義務者による同額の負担金に よってまかなわれねばならない。このことが維持義務 者の徹底的な反対に遭遇することは疑いえない。その 際、新しい公課が要求されるのではなく、ただ、義務 者にとっては以前の公課の新しい徴収方法が導入され ることになるだけだ、との抗弁は説得力をもたない。 多くの人にとって、授業料に代わって導入される分担 金は、実際上、新しい公課であり、あるいは、既存の 公課の増額である。経験上、今までの負担方式が最も 負担が少ないと感じられる。授業料と学校税との相違 は、前者が一時的な、自分の就学義務のある子によっ て条件づけられ、個々人の必要によって容易に引き下 げが可能な負担であるのに対し、後者は継続的な、変 わることのない負担だということにある。授業料は、 最も困窮した家父に対しても、比較的容易な負担であ るように思われる*14。

そして、最後は、他国でも授業料徴収が一般的だとする理由づけである。

最後に言及するが、ドイツのほとんどすべての諸国の立法のみならず、たいていのヨーロッパ諸国、アメリカの立法も授業料の徴収を容認している。この分野での最近の現象、即ち、1868年3月8日のバーデンの初等教授に関する法律と、なお議会で審議中のバイ

エルンの国民学校に関する法案は、単にそれを容認するということでなく、授業料の法的必要性から発し、その廃止は非常に限定された条件の下でのみ認め、一般的にはそれを分担金に変更することは認めていない。

以上から、目下、議会に提出中の、憲法に則した決定のための公的国民学校の設立維持に関する法律案に、公的国民学校の維持経費のための負担として就学する児童から授業料を徴収する必要があるとの規定を盛り込むことは必須である。そのような規定は、憲法第25条の最終規定に抵触するものであり、それを廃止することが必要である*15。

小括

以上,主として政府の教育法案,命令などに着目しながら国民学校における授業料廃止の困難について考察してみた。プロイセンにおいては,授業料廃止を定めた憲法規定は,1848年の「熱情」の中で制定され,憲法制定議会ではそのことを巡る本格的な議論はなされなかった*16。このことが、実施の遅れ、政府による公然たる否

定的取り組みの素地となり、授業料を巡る原理的議論が 展開される土壌となった。

しかし、事柄の全体的帰趨はおおよそ明らかとなった。授業料存廃問題は、何よりも先ず現実の諸条件に規定される問題である。これは、今回の研究の素材が行政府の意向であったことからすれば当然の帰結といえる。授業料が廃止されるためには、先ず、代替財源が確保されなければならない。もちろん、国民学校に対する期待は、それなしで済まない高みにまで達していたという事情がその背景にある。また、国民学校制度の統一化の不可欠である。無償となる授業の範囲・階梯が明確になっていないと導入は技術的な困難を生じさせる。この時期、この条件を国家的広がりにおいて実現することは困難であったのであろう。これは、国民の統合と、自由の承認という、大きな問題と連動する。

これらが先ずあって、現実的には次にその「説明」の 方便として「さまざま理由」が挙げられていた見るべき である。しかし、同時にその「さまざま理由」は、授業 料存廃問題も含めて、教育のための経費を、誰が何のた めに負担するかを問い直す重要な切り口となる。

註

*1 プロイセンにおいては、基本的に、民衆対象の初等学校で授業料が徴収されるべきものとされていた。最初に就学強制を導入した 1717年9月28日の命令において、親は「子ども一人につき1週間2Dreyerを支払って」就学させることとされた。1736年8月1日の Principia regulativaは、その第9項で「5歳から12歳までの全ての生徒(Schulkind)は、就学の有無にかかわらず教員に一年につき 15プロイセン・グロッシェン又は4グーテ・グロッシェンを支払う」よう定めている。1763年のGeneral-Landschul-Reglementは、「授業料に関しては、全ての児童は、冬季においては読み方を習う前は6Pfennige、読み方を習うようになったら9Pfennige、書き方、計算を習うようになったら1Groschenを毎週支払うべし。それに対して、夏季には上記の額の3分の2の授業料となる。いずれかの地域においてそれ以上の額の授業料が教員のために導入されている場合には、従来通りとされる。」(Encyklopädisches Handbuch der Pädagogik. hrs. W. Rein、Zweite Auflage. 9.Band, 1909. S. 147-148)。

それに対して、1794年のALRの第2部12章第31条は、「(教員の扶養のための) 負担金は、所有と所得に応じて家父により公正に分担される。」と規定し、第32条は「これらの負担を果たすことと引き換えに、その負担者の子どもは永久に授業料の納入から解放される。」と規定している。それ故、授業料の維持は専ら部外の(auswärtig)生徒に対して意図されている。

- *2 Preußische Statistik (Amtliches Quellenwerk.) Herausgegeben in zwangslosen Heften von Königlichen Statistischen Bureau in Berlin. 101. Das gesammte Volkscshulwesen im preußische Staate im Jahre 1886, (1889, Berlin) S. 65. なお、本稿では実際の額を百分比に換算して表示した。
- *3 Aufhebung des Schulgeldes nach Art. 25 der Verfassungs-Urkunde vom 31. Januar 1850。 文 部 省 官 報 (Centralblatt für die gesamte Unterrichtsverwaltung in Preußen. Jahrgang 1861, S. 723 ~) に載せられた、いわゆる一県庁からの報告である。これは、当時準備されていたWethmann-Hollwegの教育法案を前に、授業料廃止を忌避する立場で、多様な領域について問題が指摘されている。
- *4 Die Gesetzgebung auf dem Gebiete des Unterrichtswesens in Preußen. Vom Jahre 1817 bis 1868. Actenstücke mit Erläuterungen aus dem Ministerium der geistlichen Unterrichts- und Medicinal-Angelegenheiten, 1869. S. 162 163
- *5 Ludwig von Rönne, Das Unterrichtswesen des Preußischen Staates. Band 1. Das Volksschul-Wesen des Preußischen Staates mit Einschluß des Privat-Unterrichts (Nachdruck der 1855 in Berlin erschienen Ausgabe mit einer Einleitung herausgegeben von Hans Jürgen Apel. 1990 Böhlau Verlag Köln Wien), S. 812.
- *6 1831.4.18.のMagdeburg県庁に宛てた、学校負担金の徴収及び割り当て(Repartition)に関する文相の訓令は、「教員がその生計を全面的に、あるいは部分的に授業料の徴収に頼っているとするなら、通常は、彼には一定額の収入は確保されない。授業料は、現に学校で授業を受けている子どもの親によってのみ支払われる対価として、総額において現にいる子どもの数に依存し、それ故、その就学に

依存している。親には、法律上、どのようにして法規上十分な教育をその子のために配慮するか、また、その裁量により家で教育をするか気に入った公私の教育施設を利用するか否かの決定の自由は制限されていない。それに対して教師は、通常、就任に際して特別で明確な規定がそれ以外のことを定めていない限り、実際に自分の授業を受けている児童に授業料を請求する。」とし、教員の生計の安定のためにプロイセン一般ラント法(ALR)が規定する「学校負担金」方式を推奨するものである(Rönne, a. a. O., S.785 - 786.)。

- *7 Die Gesetzgebung, a. a. O., S. 204.
- *8 Die Gesetzgebung, a. a. O., S. 227.
- *9 むろん、ここではALRの規定が意識されている。ALR第2部12章第29条は「共同体学校のために何ら基金が存在しないところでは、教師の扶養は、子どもの有る無しにかかわりなく、また、宗派の違いにかかわりなく、その地の戸主(Hausvater)全員の責任である。」とし、第32条は、「これらの負担を果たすことと引き換えに、その負担者の子どもは永久に授業料の納入から解放される。」としている。Bethmann-Hollwegの法案の提案理由は、50年憲法にはそのような規定はなく、ゲマインデの住民としての負担・拠出の他に授業料を支払うことがあってもそれは違法ではないとしている訳である。
- *10 Centralblatt für die gesamte Unterrichtsverwaltung in Preußen. Jahrgang 1861, S. 731-732
- *11 Centralblatt für die gesammte Unterrichts-Verwaltung in Preußen. 1868. S. 650-651
- *12 Centralblatt, 1868. S. 644
- *13 Centralblatt, 1868. S. 644-645
- *14 Centralblatt, 1868. S. 645
- *15 Centralblatt, 1868. S. 645-646
- *16 A. Petersilie; Das Schulgeld. (Zeitschrift des Königlich preußischen statistischen Bureaus, Jahrgang 1886 S. 193-194) は以下のように言っている。「1848年のドイツ議会の教育制度委員会は、憲法委員会が起草した基本法の第IV条に以下を追加するよう提案した。「ドイツの青少年は、十分な公的教育施設により、一般的な人間教育、市民教育への権利が保障される」。そして、この政府の義務の帰結が以下の条文に現れている。即ち、「国民学校における授業に対しては授業料は支払われない」。この条文は1848年9月26日の本会議で反対163票、賛成193票で採用され、1848年12月15日の最終採決で、1849年3月28日の帝国憲法第157条として採用された。既に基本法の実施法律の審議に際して、当該条文は先ずは各ラントの立法で実施されるべきだとする主張が出された。その時代に作られていたラントの憲法のうち、1848年10月29日のデッサウ憲法は直ちに国民学校の授業の無償の原則を採用した。この原則は全ての国家学校に広がった。1848年12月5日のプロイセン憲法、1849年2月18日のオルデンブルク憲法、1849年3月23日のヴァルデック憲法、1849年10月11日のメクレンブルク・シュベーリン憲法、1849年1月30日のロイス憲法が国民学校に関して続いたが、1849年3月5日のブレーメン憲法、1849年3月20日のゴータ憲法、1849年6月11日のハンブルク憲法はそれについては規定していない。」。要するに、1848年の動乱の中で民衆初等学校での授業料の廃止は、憲法制定を巡る議論のいわば前提となっていたということであろう。筆者も別稿でその議論を追ったことがあったが、その後に問題となるような、原理的次元にまで立ち返った議論が行われたとの印象はもてなかった(拙稿「1850年憲法制定議会における教育経費負担問題(2)-第二院(Zweite Kammer)本会議一」愛媛大学教育学部紀要 第52巻、2005)。